

添付法令資料 4 :

電子マネーに関する 2018 年 5 月 3 日付インドネシア中央銀行規則
No.20/6/PBI/2018 (目次)
同月 4 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 電子マネー実施の原則及び範囲 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 電子マネー実施の許可及び承認
 - 第 1 節 許可の義務及びグループ化 (第 4 条及び第 5 条)
 - 第 2 節 一般要件 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 1 款 イシューアー (第 8 条ないし第 10 条)
 - 第 2 款 アクワイアラー、プリンシパル、スイッチング実施者、支払実施者及び／又は最終決済実施者 (第 11 条及び第 12 条)
 - 第 3 節 フィージビリティの側面に係る要件 (第 13 条ないし第 15 条)
 - 第 4 節 承認 (第 16 条ないし第 20 条)
 - 第 5 節 許可申請及び承認の提出及び処理手続
 - 第 1 款 許可申請及び承認の提出手続 (第 21 条)
 - 第 2 款 許可申請及び承認の処理手続 (第 22 条ないし第 25 条)
 - 第 6 節 文書、データ及び／又は情報の真実性 (第 26 条)
 - 第 7 節 能力及び適合性の評価 (第 27 条ないし第 30 条)
 - 第 8 節 実施者支配株主 (第 31 条)
 - 第 9 節 許可の評価 (第 32 条)
 - 第 10 節 許可、承認及び実施の政策 (第 33 条)
- 第 4 章 電子マネーの実施
 - 第 1 節 通則 (第 34 条)
 - 第 2 節 リスク・マネジメントの適用 (第 35 条)
 - 第 3 節 情報システムの安全基準 (第 36 条及び第 37 条)
 - 第 4 節 単一国家インドネシア共和国領域内における電子マネー取引の処理 (第 38 条ないし第 40 条)
 - 第 5 節 相互接続及び相互運用性 (第 41 条)
 - 第 6 節 反マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止の原則の適用 (第 42 条)
 - 第 7 節 消費者保護原則の適用 (第 43 条)
 - 第 8 節 法令遵守 (第 44 条)
 - 第 9 節 電子マネーの実施 (第 45 条ないし第 55 条)
 - 第 10 節 デジタル金融サービスの実施 (第 56 条ないし第 58 条)
 - 第 11 節 禁止 (第 59 条ないし第 63 条)
- 第 5 章 吸収合併、新設合併、分割及び買収 (第 64 条及び第 65 条)
- 第 6 章 報告及び監督

- 第1節 報告（第66条）
- 第2節 監督（第67条ないし第73条）
- 第7章 制裁（第74条及び第75条）
- 第8章 雑則（第76条ないし第81条）
- 第9章 経過規定（第82条ないし第90条）
- 第10章 終則（第91条及び第92条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所